

ナ点
ネ点
ノ点
ラ点
リ点
ル点
ロ点
ハ点
ヘ点
ニ点
ホ点
ヒ点
フ点
ブ点
ペ点
ポ点
マ点
ミ点
ム点
メ点
モ点
ヤ点
ユ点
ヨ点
カ点
キ点
ク点
ケ点
コ点
サ点
シ点
ス点
セ点
ソ点
タ点
チ点
ツ点
テ点
ト点
ナ点
ネ点
ノ点
ラ点
リ点
ル点
ロ点
ハ点
ヘ点
ニ点
ホ点
ヒ点
フ点
ブ点
ペ点
ポ点
マ点
ミ点
ム点
メ点
モ点
ヤ点
ユ点
ヨ点
カ点
キ点
ク点
ケ点
コ点
サ点
シ点
ス点
セ点
ソ点
タ点
チ点
ツ点
テ点
ト点

○宮城県告示第千百十八号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条第一項の規定により、昭和四十二年宮城県告示第千三百八十三号（海岸保全区域の指定）で指定した海岸保全区域を次のとおり変更する。

平成二十九年十二月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

沿岸名	海岸の名称		指 定 区 域
	漁港名	地区名	
三陸南沿岸	鶴ヶ浦漁港	鶴ヶ浦地区	次に掲げる点から点までの順次結んだ直線及びイ点とオ点を結んだ直線により囲まれた区域
オ点	オ点	オ点	オ点
キ点	キ点	キ点	キ点
ウ点	ウ点	ウ点	ウ点
ム点	ム点	ム点	ム点
ラ点	ラ点	ラ点	ラ点
ネ点	ネ点	ネ点	ネ点
ソ点	ソ点	ソ点	ソ点
タ点	タ点	タ点	タ点
カ点	カ点	カ点	カ点
ワ点	ワ点	ワ点	ワ点
ラ点	ラ点	ラ点	ラ点
ル点	ル点	ル点	ル点
リ点	リ点	リ点	リ点
チ点	チ点	チ点	チ点
ヘ点	ヘ点	ヘ点	ヘ点
ニ点	ニ点	ニ点	ニ点
ホ点	ホ点	ホ点	ホ点
ハ点	ハ点	ハ点	ハ点
ロ点	ロ点	ロ点	ロ点
イ点	イ点	イ点	イ点
オ点	オ点	オ点	オ点

○宮城県告示第千百十九号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第五条第四項の規定により、漁港区域に接する海岸保全区域のうち漁港管理者の長である気仙沼市長が管理を行う区域を次のとおり定める。

平成二十九年十二月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

沿岸名	海岸の名称		指 定 区 域
	漁港名	地区名	
三陸南沿岸	鶴ヶ浦漁港	鶴ヶ浦地区	平成二十九年十二月二十二日宮城県告示第千百十八号により海岸保全区域として指定した気仙沼市三ノ浜地区内の鶴ヶ浦漁港海岸保全区域のうち鶴ヶ浦漁港区域に接する区域

○宮城県告示第千百二十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十九年十二月二十二日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所登米地域事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年十二月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変 更 の 区 間	変更の前後		敷地の幅員（メートル）	敷地の延長（メートル）
	前	後		
登米市南方町新沢田八一番三地先から 同市南方町後屋敷待井一〇一番二地先まで	一七・六 二八・六	一七・六 二四・二	一五五・二	一五五・二

○宮城県告示第千百二十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、河北都市計画を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該都市計画変更の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画変更の案については、縦覧期間満了の日までに宮城県知事に意見書を提出することができる。

平成二十九年十二月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

河北都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更しようとする土地の区域

河北都市計画区域

三 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）及び石巻市役所（建設部都市計画課）

四 縦覧期間

平成二十九年十二月二十六日から平成三十年一月十六日まで

五 注意事項

意見書には、氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）を記載すること。

○宮城県告示第千二百二十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、大崎広域都市計画を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該都市計画変更の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。
なお、当該都市計画変更の案については、縦覧期間満了の日までに宮城県知事に意見書を提出することができる。

平成二十九年十二月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

大崎広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更しようとする土地の区域

大崎広域都市計画区域

三 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）、大崎市役所（建設部都市計画課）、加美町役場（建設課）、涌谷町役場（建設課）及び美里町役場（建設課）

四 縦覧期間

平成二十九年十二月二十六日から平成三十年一月十六日まで

五 注意事項

意見書には、氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）を記載すること。

○宮城県告示第千二百二十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の

規定により、登米都市計画を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該都市計画変更の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画変更の案については、縦覧期間満了の日までに宮城県知事に意見書を提出することができる。

平成二十九年十二月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

登米都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更しようとする土地の区域

登米都市計画区域

三 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）及び登米市役所（建設部住宅都市整備課）

四 縦覧期間

平成二十九年十二月二十六日から平成三十年一月十六日まで

五 注意事項

意見書には、氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）を記載すること。

○宮城県告示第千二百二十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、栗原都市計画を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該都市計画変更の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。
なお、当該都市計画変更の案については、縦覧期間満了の日までに宮城県知事に意見書を提出することができる。

平成二十九年十二月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

栗原都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更しようとする土地の区域

栗原都市計画区域

三 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）、栗原市役所（建設部都市計画課）及び登米市役所（建設部住宅都市整備課）

四 縦覧期間
平成二十九年十二月二十六日から平成三十年一月十六日まで

五 注意事項
意見書には、氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）を記載すること。
○宮城県告示第千二百二十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、大郷都市計画を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該都市計画変更の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。
なお、当該都市計画変更の案については、縦覧期間満了の日までに宮城県知事に意見書を提出することができる。
平成二十九年十二月二十二日

一 都市計画の種類
宮城県知事 村 井 嘉 浩

大郷都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更しようとする土地の区域
大郷都市計画区域

三 縦覧場所
宮城県庁（土木部都市計画課）及び大郷町役場（企画財政課）

四 縦覧期間
平成二十九年十二月二十六日から平成三十年一月十六日まで

五 注意事項
意見書には、氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）を記載すること。
○宮城県告示第千二百二十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、金洗堰土地改良区役員の就任及び退任について、次のとおり届出があった。
平成二十九年十二月二十二日

一 就任した者
宮城県仙台地方振興事務所
所長 加 藤 睦 男

就任年月日	氏名	住所	役職名
-------	----	----	-----

平成二十九年十一月二十四日	田中榮夫	加美郡色麻町一の関字鹿野八番地一	監事
平成二十九年十一月二十四日	遠藤久雄	黒川郡大衡村大衡字要害二十一番地	監事

二 退任した者

退任年月日	氏名	住所	役職名
平成二十九年十一月二十三日	田中榮夫	加美郡色麻町一の関字鹿野八番地一	監事
平成二十九年十一月二十三日	遠藤久雄	黒川郡大衡村大衡字要害二十一番地	監事

○宮城県告示第千二百二十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、色麻土地改良区役員
の退任について、次のとおり届出があった。
平成二十九年十二月二十二日

宮城県北部地方振興事務所

所長 高 橋 彰

退任した者

退任年月日	氏名	住所	役職名
平成二十九年十二月八日	田中一寿	加美郡色麻町四竈字二反田八番地一	理事

○宮城県告示第千二百二十八号

富谷北部土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条
第二項の規定により、平成二十九年十二月十四日認可した。
なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台
地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。
平成二十九年十二月二十二日

宮城県仙台地方振興事務所

所長 加 藤 睦 男

公 告

○財政状況の公表に関する条例（昭和三十九年宮城県条例第二十三号）第二条第一項の規定により、
県の財政状況を別冊のとおり公表する。

平成二十九年十二月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩